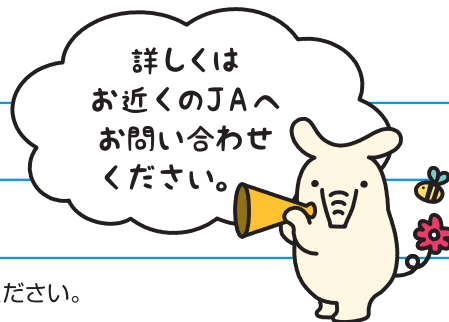


子ども食堂 定期貯金

【取扱期間】2022年 7月 1日[金]▶2023年 1月31日[火]

商品名	スーパー定期貯金<単利型> 愛称:「子ども食堂応援定期貯金」
●ご利用いただける方 ●取扱期間 ●預入方法	JAごとに異なりますので、お近くのJAへお問い合わせください。
期間	1年(自動継続扱い)
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	<p>【適用金利】 JAごとに異なりますので、お近くのJAへお問い合わせください。 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 なお、自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。</p> <p>【計算方法】 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</p> <p>【税金】 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。</p>
付加できる特約事項	マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満/解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満/約定利率×50%
貯金保険制度(公的制度)	保護対象/当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
寄付金	お預入れいただいた額の0.0125%相当額を、子ども食堂(認定NPO法人茨城NPOセンター・commons)へ寄付いたします。 ※寄付は200万円を上限とします。参加農業協同組合募集総額が160億円の場合、寄付金額は200万円となります。 ※寄付金額は茨城県信用農業協同組合連合会がJAバンク茨城を代表して全額負担します。お客様のご負担はございません。
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。



子ども食堂とは?

主に市民のボランティアが主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供する、地域に密着したコミュニティの場です。



茨城の子ども食堂
情報に関してはこちら

子ども食堂の応援方法 あなたの応援が、地域の子ども食堂の力になります。



<https://www.jabank-ibaraki.or.jp/>

JA/JA茨城県信連

ここにアクセス!

JAバンク茨城



◀JAバンク茨城
詳しくはこちら